

蒲郡市民病院新棟等設計業務プロポーザル
実施要領

令和4年8月

蒲郡市

目次

1	業務名.....	1
2	業務の目的.....	1
3	業務内容.....	1
4	業務期間.....	1
5	契約方法.....	1
6	提案限度額.....	1
7	機能強化の整備方針.....	1
8	蒲郡市民病院新棟等設計業務プロポーザル方式業者選定委員会.....	2
9	参加資格要件.....	2
10	選考スケジュール.....	3
11	事務局（問い合わせ先）.....	4
12	プロポーザル実施要領等の配布期間.....	4
13	現地説明会及び事前下見の禁止について.....	4
14	プロポーザル実施要領・業務委託仕様書等に関する質問・回答.....	4
15	参加表明書の提出.....	5
16	選考用図書提出.....	5
17	選考.....	6
18	優先交渉権者等の特定.....	6
19	参加の辞退.....	6
20	失格事項.....	6
21	契約事項.....	7
22	結果の公表.....	7
23	留意事項.....	7

1 業務名

蒲郡市民病院新棟等設計業務委託

2 業務の目的

本業務は、令和4年7月に策定した「蒲郡市民病院新棟建設に伴う機能強化基本計画」（以下「基本計画」という）に基づき、本市が計画している新棟と既存棟改修等の基本設計及び実施設計業務を行うことを目的とする。本プロポーザルにより本市にとって最適な事業者を選定する。

3 業務内容

蒲郡市民病院新棟等設計業務委託仕様書のとおり

4 業務期間

契約日の翌日から令和6年3月31日まで

基本設計業務 令和4年度

実施設計業務 令和5年度

5 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

6 提案限度額

基本設計 金 51,282,000円

実施設計 金150,000,000円

総額 金201,282,000円

※ 金額は、消費税及び地方消費税10%を含む。

7 機能強化の基本方針

(1) 全体方針

ア 災害発生や感染症拡大など非常時における傷病から住民の生命を守る

- ・災害発生時における医療提供機能と感染症拡大時における感染患者受入機能の強化と、平時の病院機能との整合
- ・災害発生時の最大リスクを想定した備えにより住民の命と安全を守るため、災害拠点病院相当の機能を目指す

イ 疾病予防や健康回復等の機能を一層強化し、生活の質の向上に寄与する

- ・既存のリハビリテーション機能の補完と強化を図り、将来の医療ツーリズムへの布石として健診センターの機能をフォローし、住民の健康意識を高め、生活習慣病の改善や予防に資する

ウ 病院と先端企業等との連携・交流を図る

- ・最善で先進的な医療を提供するため、大学や企業との臨床研究に積極的に取り組み、人材確保・育成にもつなげる
 - エ 医療データとデジタル技術を活用して、診療・治療、経営モデルを変革する
 - ・急速に進展するデジタル変革に対応し、効果的・効率的な医療の提供や感染症対策、医療従事者の働き方改革などの課題解決へ取り組む
 - オ 脱炭素社会の実現に向け、蒲郡市ゼロカーボンシティ宣言を具現化する
 - ・脱炭素化の補助制度の活用を含めた前向きな取り組みを推進する
- (2) 施設整備方針
- ア ニーズが高まっている健診、リハビリ、アイセンター、内視鏡検査、化学療法などの機能強化を進める
 - イ 災害や感染症から市民の安全を守る病院としての施設・機能を充実する
 - ウ 新棟の各部門が既存棟と一体的に運用できる部門配置とする
 - エ 新棟整備により移転で既存病院に生じる空地を活用した機能強化を、診療制限を最小化できる手順で実施する
 - オ 既存のエネルギーセンターの熱源等更新を含め、脱炭素化を踏まえた設備計画とする

8 蒲郡市民病院新棟等設計業務プロポーザル方式業者選定委員会

- (1) 蒲郡市民病院新棟等の設計業務を委託する者を特定するために、蒲郡市民病院新棟等設計業務プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱（以下「選定委員会設置要綱」という。）に基づき蒲郡市民病院新棟等設計業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。（蒲郡市民病院新棟等設計プロポーザル実施要領別紙1）
- (2) 選定委員会の運営に関し必要な事項は選定委員会設置要綱の定めによる。

9 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件等を全て満たすものとする。

- (1) 蒲郡市入札参加資格者名簿において、次の営業種目に登録している、又は、登録の手続き中であること。
 - 業者区分：委託
 - 業種名：設計
 - 種目名：建築設計
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ないこと。

- (5) 蒲郡市の入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 複数の者がチームを結成し参加する場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 代表となる者を決定すること。
 - イ 共同企業体（JV）としての参加は認めない。
 - ウ (1)の参加資格要件は、代表となる者が指定の営業種目に登録している、又は、登録の手続き中であることとする。チームを結成する全ての者の登録は、要しない。
 - エ (2)～(5)の参加資格要件は、チームに参加する全ての者が要件を満たしていること。
- (7) 管理技術者は、提出者の組織に直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。
- (8) 管理技術者は、参加表明書等を提出する期日の前日までの間に、日本国内で竣工又は実施設計を完了した総病床数200床以上の救急病院の設計実績を有すること。

10 選考スケジュール

- (1) プロポーザルの公告（病院ホームページに掲載）
令和4年8月18日（木）
- (2) 質疑受付
令和4年8月19日（金）から令和4年8月25日（木）午後3時まで
- (3) 質疑回答（病院ホームページに掲載）
令和4年9月1日（木）
- (4) 参加表明書の提出期間
令和4年9月1日（木）から令和4年9月5日（月）午後3時まで
（質問書の回答公開日：令和4年9月1日（木））
- (5) 提案資格確認結果通知
令和4年9月9日（金）予定
- (6) 現地説明会（提案資格確認結果を通った事業者のみに実施、詳細は結果と共に通知）
令和4年9月17日（土）午後 予定
- (7) 提案書等の提出期間
令和4年10月3日（月）から令和4年10月7日（金）午後3時まで
- (8) 評価（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和4年10月18日（火）予定
- (9) 結果通知
令和4年10月25日（火）予定
- (10) 契約予定日
令和4年10月31日（月）予定

11 事務局（問い合わせ先）

蒲郡市民病院 新棟建設推進室（担当 小玉）
〒443-8501 愛知県蒲郡市平田町向田1番地1
電話（直通） 0533-66-2203
F A X 0533-66-2295
メールアドレス hospishinto@city.gamagori.lg.jp

12 プロポーザル実施要領等の配布期間

(1) 配布期間

令和4年8月18日（木）から令和4年10月7日（金）午後3時まで

(2) 配布方法

蒲郡市民病院のホームページからダウンロードする。

13 現地説明会及び事前下見の禁止について

本プロポーザルを実施するに当たり、提案提出資格確認結果が通った事業者に対し、現地説明会を実施する。実施の詳細は結果と共に通知する。

また、説明会実施以前の当院の下見は感染症対策に配慮し禁止とします。

(1) 実施予定日

令和4年9月17日（土）午後

(2) 実施場所

蒲郡市平田町向田1番地1
蒲郡市民病院

(3) 注意事項

感染症対策に配慮し、現地説明会当日及び以後に市担当者の許可なく敷地内を歩き回ってはならない。許可なく出入りしていることが判明した場合は、失格となる可能性もあります。

14 プロポーザル実施要領・業務委託仕様書等に関する質問・回答

本プロポーザルの実施要領や業務委託仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式1）を事務局へメールにより提出する。

(1) 提出期間

令和4年8月19日（金）から令和4年8月25日（木）午後3時まで

(2) 質問に対する回答日及び方法

令和4年9月1日（木）
蒲郡市民病院のホームページで回答を公開する

(3) 留意事項

メール件名は、「【送付】質問書（会社名 担当者氏名）」とする。

15 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式2）等を事務局へメールにより提出する。詳しくは、蒲郡市民病院新棟等設計業務提案書等作成要領（病院プロポーザル実施要領別紙2）の「2 参加表明書の作成および記載上の留意事項」による。

(1) 提出期間

令和4年9月1日（木）から令和4年9月5日（月）午後3時まで

(2) 留意事項

ア 複数の者がチームを結成し参加する場合は、代表となる者の名称で参加表明書を提出する。

イ メール件名は、「【送付】参加表明書（会社名 担当者氏名）」とする。

(3) 提案資格確認結果通知

参加表明書を提出した者について、「9 参加資格要件」に定める参加資格要件を満たす者であるかを確認した後、令和4年9月9日（金）までに結果を通知する。

なお、参加希望者が多数あった場合は「9(8)の管理技術者の実績」を考慮して提案資格者を選定する可能性がある。

16 選考用図書の提出

提案資格者となった者は、以下に示す書類を事務局へ持参又は郵送により提出する。

(1) 提出期限

令和4年10月3日（月）から令和4年10月7日（金）午後3時まで

(2) 提出書類

提出書類		提出部数	備考
1	選考用図書提出書	1部	様式5
2	選考に必要な技術提案書	10部	蒲郡市民病院新棟等設計業務提案書等作成要領（病院プロポーザル実施要領別紙2）に基づき作成したものを書面で提出。
3	提案価格書	1部	様式6、様式7
4	電子データ	1部	選考に必要な技術提案書をPDF化したもの（課題別のデータを一つにまとめる）と、様式5～7のPDFデータを記憶媒体（CD-R）に保存し提出。

(3) 留意事項

書類の提出を郵送で行う場合は、配達記録が残る方法で行うこと。また、提出期限までに到着していることを必ず確認すること

17 選考

選考は、プレゼンテーションによる審査と提案書等によって評価するものとする。

(1) 実施日

令和4年10月18日（火）予定

(2) 実施場所及び時間

提案資格者に通知する。

(3) 選考方法

選考は、プロポーザル評価要領（プロポーザル実施要領別紙3）に基づき行う。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションの実施要領は、選考の対象者に提案資格確認結果と合わせて通知する。

イ プレゼンテーションの様子は非公開とする。

18 優先交渉権者等の特定

本プロポーザルにおける優先交渉権者等は、次のとおり特定する。

(1) 優先交渉権者等

ア 選考の後、選定委員会を開催し優先交渉権者と次点交渉権者を特定する。

イ 優先交渉権者は、本業務委託の契約相手として協議する者をいう。

ウ 次点交渉権者は、優先交渉権者との協議が整わない場合に本業務委託の契約相手として協議する者をいう。

エ 優先交渉権者等の候補者は、プロポーザル評価要領（病院プロポーザル実施要領別紙3）に基づき選定する。

(2) 選考結果の通知日

令和4年10月25日（火）

(3) 結果の通知方法

選考の対象となった者に対し参加表明書に記載されたメールアドレスへ選考結果通知書を送付する。

(4) 留意事項

ア 優先交渉権者は、本市と仕様及び価格等を協議した後、契約を締結する。

イ 優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行うことがある。

19 参加の辞退

本プロポーザルへの参加を表明した後、参加を辞退する場合は遅滞なく辞退届（様式8）を事務局にメールで提出すること。

20 失格事項

次に掲げる項目にひとつでも該当した場合、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 本プロポーザル実施要領に違反した場合
- (3) 本プロポーザルに参加する者が、当該優先交渉者等の選考を担う選定委員会の委員と接触した事実が認められた場合
- (4) 公正を欠いた行為があった場合
- (5) 蒲郡市入札参加資格者名簿への登録が、評価時（プレゼンテーション及びヒアリング）に完了していない場合
- (6) 提出期限までに指定された書類などを提出できなかった場合

21 契約事項

契約事項は、地方自治法、同施行令及び蒲郡市契約規則等の定めるところとし、詳細は契約時に定める。

22 結果の公表

本プロポーザルの結果は、受託者と契約締結後、蒲郡市民病院のホームページで公表する。

23 留意事項

(1) 提出された書類の取扱い

技術提案書等本プロポーザルに関し提出された書類の取扱いは、以下のとおりとする。

- ア 提出された書類は、返却しません。
- イ 提出書類に記載された個人情報は、本プロポーザル以外には一切使用しません。
- ウ 提出された書類は、蒲郡市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- エ 提出された書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(2) その他

- ア 選考結果についての異議申立ては、一切受付けない。
- イ 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ メール送信後は、電話などで着信確認をすること。
- エ 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において、提案内容に沿った設計を必ず実施するものではない。
- オ 本プロポーザル実施要領に定めるもののほか必要な事項については、事務局が定める。

以上